

諮問番号：令和 7 年度諮問第 7 号
答申番号：令和 7 年度答申第 15 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇〇所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和 4 年 7 月 1 日付けで行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 24 条第 9 項において準用する同条第 3 項に基づく生活保護変更申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人は、平成 18 年 1 月頃から〇〇〇〇〇〇〇病院（以下「A 病院」という。）にタクシーで行くことが多かったことを処分庁に相談していたにもかかわらず、処分庁からの回答が無かったことからすると、発見月は令和 3 年 10 月ではなく、同年 7 月分の通院移送費を支給しなかった本件処分は取り消されるべきである。

また、申請した同年 8 月分から同年 10 月分までの通院移送費について、本件処分により支給された金額が、申請した金額（片道 1,500 円）より少額であり、申請した金額を支給すべきである。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

（1）処分庁は、令和 3 年 7 月から同年 10 月分の A 病院への通院移送費に係る審査請求人からの申請（以下「本件申請」という。）に対し、同年 8 月から同年 10 月分の通院移送費 6,080 円を、令和 4 年 6 月分保護費に一時

扶助費として支給する本件処分を行ったことが認められる。

- (2) まず、処分庁がタクシーに係る通院移送費を支給した点について検討する。移送の給付については、生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助運営要領」という。）第3の9（3）及び医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について（平成20年4月4日社援保発第0404001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）2のとおり、原則として、被保護者からの事前の申請に基づき行われるものであり、被保護者から申請があった場合、給付可否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定することとされている。

また、課長通知4、5（1）のとおり、被保護者から事後的に通院証明書を提出させ、移送の給付対象とした日数と差異がないか、レセプトに記載された日数と差異がないか確認することとされている。さらに、前記医療扶助運営要領第3の9（3）のとおり、福祉事務所において給付を決定する以前に公共交通機関を利用した際の交通費については、原則として給付の対象とならないとされているが、緊急の場合等であって、事前申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えないとされている。

そして、タクシー代に係る移送費の支給については、前記医療扶助運営要領第3の9（2）及び課長通知3のとおり、被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合で、タクシー等を必要とする真にやむを得ない理由があるか検討を行うこととされている。

以下検討すると、①審査請求人は、令和3年8月11日、同年9月8日、同月29日及び同年10月7日に、A病院に通院したこと、②審査請求人は、同年10月8日及び同月12日に、処分庁に対し、病院の通院等にタクシーを利用しており、通院の負担が大きいことを相談したこと、③処分庁は、令和4年6月20日に、A病院へ令和3年7月に3日間、同年8月に1日間、同年9月に2日間及び同年10月に1日間通院したとする通院移送費申請書を、審査請求人から受理したこと、④処分庁は、審査請求人の通院にタクシー利用が必要であったとするA病院の主治医意見書を確認したうえで、令和4年6月7日にケース診断会議を開催し、A病院通院時のタクシー代相当を支給することとしたことが認められる。

以上のことからすると、審査請求人は、A病院への通院移送費について、処分庁に対し、事後申請しているものの、A病院の主治医意見書をもとに、組織的に検討を行い、タクシー代を遡及して支給することとした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

- (3) 次に、処分庁が令和3年7月分の通院移送費を不支給とした点についてみる。審査請求人は、平成18年1月頃から病院にタクシーで行くことが多かったこと、処分庁に相談していたにもかかわらず、処分庁からの回答が無かったことからすると、発見月は令和3年10月ではなく、同年7月分通院移送費を支給しなかった本件処分は取り消されるべきである旨主張する。扶助費追加支給の限度については、生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-2答1のとおり、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要がある場合について、最低生活費の遡及変更は3か月程度と考えることとする一方、最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことについて、受給者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合は、発見月から前5年間を限度として追加支給して差しつかえないとされている。

以下検討すると、①審査請求人は、令和3年10月に、通院等でタクシーを利用することがあり、タクシー代の負担が大きく、突発的なタクシー代について支給してもらえるよう検討してほしい旨、処分庁に相談したこと、②処分庁は、令和4年6月7日にケース診断会議を開催し、審査請求人から相談があった令和3年10月を発見月とし、発見月からその前々月の同年8月から同年10月分の通院交通費を遡及支給することとしたことが認められる。

しかしながら、審査請求人が、本件申請に係る通院開始日である同年7月7日から同年9月までの間に、処分庁に対し、タクシー代の通院移送費について支給申請した事実及び処分庁に対し通院移送費について相談した事実は、本件事件記録からは認められない。

以上のことからすると、審査請求人が、本件申請に関連し、令和3年10月以前に処分庁へ通院移送費に関して申請又は相談した事実がないことから、審査請求人からの申請に対し、同日を発見日とし、その前々月にあたる同年8月から同年10月までの通院移送費を支給した処分庁の判断に違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張は認められない。

- (4) 次に、本件処分による通院移送費（6,080円）の算定についてみる。審査請求人は、申請した令和3年8月分から同年10月分までの通院移送費について、本件処分により支給された金額が、申請した金額（片道1,500円）と異なり、申請した金額を支給すべきである旨主張する。

医療扶助運営要領第3の9(1)のとおり、医療扶助の移送の給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものとされ、医療機関に電車・バス等により受診する場合においては、当該受診に係る交通費が必要な場合に給付することとされている。

また、医療扶助運営要領第3の9(4)及び課長通知5のとおり、移送費用の算定にあたっては、領収書、複数業者の見積書、地域の実態料金等の挙証資料に基づき、額の決定を行うこととされ、特にタクシー等による移送の場合、1回当たりの所要金額が、通院先までの距離等に照らして妥当な金額となっているか確認を行い、著しく高額なものについては、正当な理由が認められる場合を除き、通院先までの一般的な金額や平均所要額により移送費の給付を行って差し支えないとされている。

以下検討すると、①処分庁は、令和4年6月20日に、A病院へ令和3年7月に3日間、同年8月に1日間、同年9月に2日間及び同年10月に1日間通院し、移送費として片道1,500円のタクシー代を要したとする通院移送費申請書を、審査請求人から受理したこと、②処分庁は、審査請求人から通院時のタクシー利用を証するレシートの提出がないことから、一般社団法人大阪タクシー協会が定める運賃料金に基づき、審査請求人宅からA病院までの片道を760円と認定したこと、③処分庁は、審査請求人が同年8月から同年10月までにA病院に計4回通院したことから、往復のタクシー代として、合計6,080円の通院移送費を支給したことが認められる。

以上のことからすると、処分庁は、審査請求人からタクシー利用を証する書類の提出が無く、一般社団法人大阪タクシー協会の定める運賃を基に、審査請求人宅からA病院までのタクシー代を支給していることから、前記医療扶助運営要領第3の9(1)、第3の9(4)及び課長通知5に照らし、本件処分により算定された通院移送費に係る処分庁の判断に、本件処分を取り消すまでの瑕疵があったとは認められず、申請した金額どおり支給すべきという審査請求人の主張は認められない。

(5) 以上のとおり、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、本件処分通知書には、処分の理由として、「請求人の通院交通費(8月・9月・10月分)を支給します。」と記載されていることから、以下付言する。

処分の名宛人に対して当該処分の理由を提示する趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟(不服申立て及び訴訟)提起の便宜を図るためと解される。

審査請求人は、本件審査請求において本件処分に則した主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったともいえる。

しかしながら、本件処分通知書の理由に、根拠となる法令等についての記載が無く、また、処分庁は、令和4年6月20日に、審査請求人から令和3年7月から同年10月分の通院移送費の申請に対し、タクシー代として、合計6,080円の通院移送費を支給としたものの、いかなる事実に基づきこの額の決定をしたのかについて述べられていない点において、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、要保護者自身が容易に理解できるよう、具体的かつ丁寧に明記することが望まれる旨を付言する。

- (6) 以上のとおり、他に本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和7年6月 6日	諮問書の受領
令和7年6月 9日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：6月23日 口頭意見陳述申立期限：6月23日
令和7年7月24日	第1回審議
令和7年7月28日	処分庁への質問（回答：令和7年8月26日付け○ ○第1091号）
令和7年8月27日	第2回審議
令和7年9月22日	第3回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「(前略) この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなけれ

ばならない。」と定めている。

- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (3) 法第15条柱書は、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」として、第1号から第6号までを示し、第6号において、「移送」と定めている。
- (4) 法第24条第3項は、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」と、同条第4項は、「前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。」と、同条第7項は、「保護の申請をしてから30日以内に第3項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。」と、同条第9項は、「第1項から第7項までの規定は、第7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。」と定めている。
- (5) 医療扶助運営要領第3の2(5)柱書は、「医療扶助による診察、薬剤(調剤を除く。)、医学的処置、手術等の診療の給付は、医療券を発行して行なうものとする。」と、「オ 医療券の交付」は、「医療券の交付にあたっては、特に次の点に留意させること。(ア) 当該医療券を所定の医療機関に提出して医療を受けること。(イ) 当該医療券の有効期間内に医療を受けること。(ウ) 治療が終ったとき、又は診療を中止したときは、速やかにその旨を福祉事務所に届け出ること。受領者が患者以外の者であるときは、特に誤解または不適正のないように注意すること。医療券の交付にあたっては、被保護者をして医療券交付処理簿に記名をさせ、または被保護者から受領証を徴すること。ただし、被保護者が入院中であつて扶養義務者等がない場合等、これが困難な場合には、医療券を所定の医療機関に直接交付しても差しつかえないが、この場合は事後に当該医療機関に対し、被保護者の受領証を送付するよう依頼することとし、被保護者から受領証を徴することが困難な状態にあるときは、当該医療機関の管理者から受領証を徴すること。」と記している。

加えて、医療扶助運営要領第3の9(1)給付方針は、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、次に掲げる範囲の移送について給付を行うものとする。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。経済的かつ合理的な経路及び交通手段についての判断に当たっては、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないように

すること。」と記している。さらに、(2) 給付の範囲は、「アからクまでに掲げる場合において給付を行う。受診する医療機関については、原則として要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する医療機関に限るものであること。(中略) ア 医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合 イ 被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合(後略)」と記している。

そして、(3) 給付手続きは、「(前略) イ 給付決定に関する審査 被保護者から申請があった場合、給付可否意見書(移送)により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること。(中略) なお、移送の際に利用する交通機関については、地域の実態料金や複数事業者の見積等により検討を行った上で、最も経済的な交通機関を福祉事務所において決定すること。また、福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費や、福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象にならないものであること。(後略)」と記している。

なお、医療扶助運営要領は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)である。

(6) 課長通知3イ(ア)は、「(前略) 受診する医療機関への通院が移送の給付の対象となるかについては、嘱託医協議、主治医訪問等により調査を行い、一般世帯の通院状況も参考に判断すること。(後略)」と、(イ)は、「一般世帯の通院手段と被保護者の病状・障害等の状況等に照らして判断することが基本となる。タクシー等の利用については、病状・障害等の状況からタクシー等を必要とする真にやむを得ない理由があるか検討を行うこと。地域の実態料金や複数事業者の見積り等を踏まえ、経済的かつ合理的な経路及び方法となっているか確認すること。」と記している。

(7) 課長通知5は、(1)において「被保護者から事後的に通院証明書を提出させ、移送の給付対象とした日数と差異がないか、レセプトに記載された日数と差異がないか確認すること。(後略)」と記している。また、(2)において「移送に要した費用については、領収書(レシート)によりその金額を確認すること。特にタクシー等による移送の場合、1回当たりの所要金額が、通院先までの距離等に照らして妥当な金額であるか、往復時のそれぞれの料金や複数回の平均所要額と比較して著しく高額な金額となっていないか確認を行い、著しく高額なものについては、正当な理由が認められる場合を

除き、通院先までの一般的な金額や平均所要額により移送費の給付を行って差し支えないこと。(後略)」と記している。

2 認定した事実

- (1) 平成23年7月22日、処分庁は、審査請求人に対し保護を開始した。
- (2) 令和3年8月から同年10月にかけて、審査請求人はA病院に4回通院した。
- (3) 令和3年10月8日、審査請求人に就労指導について架電したところ、自転車で転倒し〇〇病院への通院にタクシーが必要、かつ来庁や就労が困難な旨の説明があった。
- (4) 令和3年10月12日、処分庁は審査請求人に対し、通帳への振込記録や、タクシーがなぜ必要なのかについて確認のやりとりを行った。
- (5) 令和4年4月25日、処分庁は審査請求人の収入に伴う要返還額について法第78条に基づく徴収金決定(380,500円)を行った。

- (6) 令和4年4月26日、審査請求人は、処分庁に対し、通院にタクシーを利用しており生活を圧迫していること、法第78条の徴収金について自身に覚えがないこと、大きな額を払えないので払える額にしてほしい等の主張を行った。
- (7) 令和4年4月28日、審査請求人は、移送費の認定をしてほしいことを申し入れた。また、移送費については令和3年7月に骨折したため、そこから見てほしいと主張した。
- (8) 令和4年5月9日、処分庁は、昨年度の移送費支給ができていないため、医師の診断書を取り寄せた上で支給可能かを判断の上、法第78条の徴収金の分割納付を判断することとした。
- (9) 令和4年5月25日付けで、A病院の審査請求人の主治医は、処分庁から行われた令和3年7月からの「①○○○○○○○○②○○○○○○○○」に関する病状照会に対し、「上記に対し、○○○○○○○○行い○○○○もあるため、バイク、自転車使用不可能で遠方であることからタクシー利用を要すると

考える」と述べた。

なお、令和4年5月16日には〇〇〇〇クリニックから「タクシーの必要性は高くない」と、令和4年5月19日には〇〇〇クリニックから、「令和3年10月21日初診より、以降の再診は6ヵ月にわたってありません。6ヵ月以上前に、肩の診察をした患者の為、その患者の歩行能力等の記載はありません。今後の治療については中止した状態と認識しています。」との回答があり、こちらについては申請があっても移送費の対象としない旨判断された。

- (10) 令和4年6月7日、処分庁は医療扶助実施要領第3の9(2)アの移送費の遡及支給についてケース診断会議を行った。その結果、医療扶助実施要領上、遡及が認められるのは発見日から3か月までであるとして、相談があった令和3年10月12日を発見日として8月から10月のA病院への移送費を支給すべきと判断し、追加支給を意思決定した。
- (11) 令和4年6月14日、処分庁は審査請求人にケース診断会議の結果を伝達した。
- (12) 令和4年6月17日、審査請求人よりA病院に関する令和3年7月分から令和3年10月分の移送費の支給申請及び審査請求人の通院通所等証明書の提出があり、いずれも往復のタクシー代(片道1,500円)を7回分、計21,000円を求めるものであった。なお、領収書等の添付はなされていなかった。これに対して、処分庁は審査請求人の自宅からA病院までの合理的経路におけるタクシー料金を片道760円として、令和3年8月11日、同年9月8日、同月29日、同年10月7日の計4回について6,080円を移送費として認定し支給する意思決定がなされた。
- (13) 令和4年7月1日、処分庁は本件処分を行い、6,080円を追加支給した。本件処分に係る生活保護決定通知書の「4 変更の理由」には、「〇〇さんの通院交通費(8月・9月・10月分)を支給します。◆追加支給額は、6,080円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。令和4年6月分 一時6,080円を追給支給日に支給します。」と記載されていた。
- (14) 令和4年7月14日、審査請求人は本件審査請求を行った。

3 判断

- (1) 処分庁は、令和3年7月から同年10月分のA病院への通院移送費に係る審査請求人からの本件申請に対し、同年8月から同年10月分の通院移送費6,080円を、令和4年6月分保護費で一時扶助費として支給する本件処分を行ったことが認められる。
- (2) 移送の給付については、医療扶助運営要領第3の9(3)及び課長通知2のとおり、原則として、被保護者からの事前の申請に基づき行われるも

のであり、被保護者から申請があった場合、給付可否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定することとされている。

また、課長通知4、5（1）のとおり、被保護者から事後的に通院証明書を提出させ、移送の給付対象とした日数と差異がないか、レセプトに記載された日数と差異がないか確認することとされている。さらに、医療扶助運営要領第3の9（3）イ及びウのとおり、福祉事務所において給付を決定する以前に公共交通機関を利用した際の交通費については、原則として給付の対象とならないとされているが、緊急の場合等であって、事前申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えないとされている。

そして、タクシー代に係る移送費の支給については、医療扶助運営要領第3の9（2）及び課長通知3イのとおり、被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合で、タクシー等を必要とする真にやむを得ない理由があるか検討を行うこととされている。

以下検討すると、①審査請求人は、令和3年8月11日、同年9月8日、同月29日及び同年10月7日に、A病院に通院したこと、②審査請求人は、同年10月8日及び同月12日に、処分庁に対し、病院の通院等にタクシーを利用しており、通院の負担が大きいことを相談したこと、③処分庁は、令和4年6月20日に、A病院へ令和3年7月に3日間、同年8月に1日間、同年9月に2日間及び同年10月に1日間通院したとする通院移送費申請書を、審査請求人から受理したこと、④処分庁は、審査請求人の通院にタクシー利用が必要であったとするA病院の主治医意見書を確認したうえで、令和4年6月7日にケース診断会議を開催し、A病院通院時のタクシー代相当額を支給することとしたことが認められる。

以上のことからすると、審査請求人は、A病院への通院移送費について、処分庁に対し、事後申請しているものの、A病院の主治医意見書をもとに、組織的に検討を行い、タクシー代を遡及して支給することとした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

（3）次に、本件処分による通院移送費（6,080円）の算定について検討する。

審査請求人は、申請した令和3年8月分から同年10月分までの通院移送費について、本件処分により支給された金額が、自身が申請した金額（片

道1,500円)より少ないため、申請した金額を支給すべきである旨主張する。

医療扶助運営要領第3の9(1)のとおり、医療扶助の移送の給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものとされ、医療機関に電車・バス等により受診する場合においては、当該受診に係る交通費が必要な場合に給付することとされている。

また、医療扶助運営要領第3の9(4)及び課長通知5のとおり、移送費用の算定にあたっては、領収書、複数業者の見積書、地域の実態料金等の挙証資料に基づき、額の決定を行うこととされ、特にタクシー等による移送の場合、1回当たりの所要金額が、通院先までの距離等に照らして妥当な金額であるか確認を行い、著しく高額なものについては、正当な理由が認められる場合を除き、通院先までの一般的な金額や平均所要額により移送費の給付を行って差し支えないとされている。

以下検討すると、①処分庁は、令和4年6月20日に、A病院へ令和3年7月に3日間、同年8月に1日間、同年9月に2日間及び同年10月に1日間通院し、移送費として片道1,500円のタクシー代を要したとする通院移送費申請書を、審査請求人から受理したこと、②処分庁は、審査請求人から通院時のタクシー利用を証するレシートの提出がないことから、一般社団法人大阪タクシー協会が定める概算料金に基づき、審査請求人宅からA病院までの片道料金を760円と認定したこと、③処分庁は、審査請求人が同年8月から同年10月までにA病院に計4回通院したことから、往復のタクシー代として、合計6,080円の通院移送費を支給したことが認められる。

なお、本件では、審査請求人は医療券を取得するため処分庁を経由したため、タクシー代が高額になったとのことであり、処分庁を経由したルートが合理的な経路であると主張しているものと思われる。確かに、医療扶助運営要領第3の2(5)のとおり、生活保護においては行政庁が発行した医療券を被保護者が医療機関に提示することで本人負担なしで受診できるものである。

しかし、医療扶助運営要領第3の2(5)オにあるように、医療券を行政庁から医療機関に直接送付する場合もあること、当審査会から処分庁に対して行った質問への回答においても、やむを得ない場合には処分庁より医療機関に直接医療券を送付するなどの柔軟な対応もありうるものとして、審査請求人が通院に際し医療券を有していなかったからといって、処分庁を経由しなければならない必然性があるとはいえない。

したがって、本件では審査請求人の移送費は自宅からA病院までの最短距離が合理的な経路と判断できる。その上で、一般社団法人大阪タクシー協会の定める概算料金に基づき算定すると、審査請求人の請求額は最短経路の片道料金760円の倍近い1,500円であり、著しく高額なものといえる。

以上のことからすると、処分庁が、審査請求人からタクシー利用を証する書類の提出が無かったことから、一般社団法人大阪タクシー協会の定める概算運賃を基に、審査請求人宅からA病院までのタクシー代を支給したことは、医療扶助運営要領第3の9(1)及び(4)並びに課長通知5に沿ったものであり、本件処分により算定された通院移送費に係る処分庁の判断に、本件処分を取り消すまでの瑕疵があったとは認められず、申請した金額どおり支給すべきという審査請求人の主張は認められない。

以上のとおり、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

- (4) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却すべきである。

第6 付言

本件処分についての当審査会の前記判断を左右するものではないが、以下の点について付言する。

本件処分に係る生活保護決定通知の「4 変更の理由」には、「〇〇さんの通院交通費(8月・9月・10月分)を支給します。◆追加支給額は、6,080円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。令和4年6月分 一時6,080円を追給支給日に支給します。」と記載されているが、まず、法令の記載はあるものの、条項や関係基準等の記載がなく、いかなる事実に基づき令和3年8月から10月までの移送費の決定をしたのかについて記載されていない。その上で、審査請求人が求めた令和3年7月分の移送費に対し不支給とする理由についても記載されていない。

処分庁が、令和3年7月分の申請に対し、そもそも応答していないのか、それとも、黙示的に申請を却下する趣旨であったかについては必ずしも判然としないが、同月分について黙示的に却下したのであれば、不支給とする理由が全く示されていないから、少なくとも同月分を不支給とする処分には、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟(不服申立て及び訴訟)提起の便宜を図るという理由付記の制度趣旨に反する

不備があり、当該処分の取消事由になると考えられる。

もっとも、審査庁は、審査請求人の主張に係る令和３年７月分から１０月分についての処分のうち、７月分については、処分庁は申請に対して応答しておらず、このため、申請者において処分庁が申請を却下したものとみなして（法２４条７項）審査請求をしたものと解し、また、当該審査請求については当審査会に諮問していないとのことである。このため、令和３年７月分についての処分の違法性又は不当性は、当審査会の判断の対象外であるが、仮に、処分庁が、黙示的に申請を却下する趣旨であったとするならば、上記の理由付記制度の趣旨に鑑み、令和３年７月分についての処分は取消しを免れないのであり、処分の理由について、被処分者自身が容易に理解できるよう、具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

また、審査庁の審理員意見書では、諮問対象としていない令和３年７月分について実体判断をしているような記載が見受けられる。審査請求人や処分庁の混乱を招かないよう、審査庁及び審理員は今後審査の際十分注意されたい。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）野呂 充

委員 重本 達哉

委員 相間 佐基子